６　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している**

＜現状の評価と課題＞

　障がいの有無に関わらず、全ての人々がともに支え合って暮らす社会を実現するためには、地域における多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要です。

　平成24年に障害者虐待防止法が施行され、平成28年には障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例が施行されたものの、相模原市での障がい者施設における殺傷事件をはじめ、平成29年に発覚した寝屋川市での監禁・死亡事件、令和元年6月に発覚した大阪市平野区での監禁事件、茨木市の短期入所事業所での職員による暴行・死亡事件など、近年、障がい者の命と尊厳にかかわる重篤な事件が相次いで発生しています。

　　近年頻発している地震・台風・集中豪雨などの自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の発生の状況などを踏まえると、災害等の予防・応急・復旧対策も今後ますます重要になっていきます。

　「8050問題」など障がい者を取り巻く環境が複雑化する中で、今後、こうした状況を社会全体でしっかりと受け止め、障がい者の命が奪われるような事件や虐待事案を未然に防止する対策を講じていくことが重要であり、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前に提供される社会をつくっていくことが必要です。

　　また、ICTを活用したIT支援機器の利用や、より専門性の高い人材養成等により、障がいのある人が、その障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める

〇　障がいに関する府民の理解を深めるため、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施するとともに、教員等に対して子どもの発達段階に応じた教育の推進に向けた研修を実施します。特に高次脳機能障がい等について、その特性や必要な配慮に関し、府民の理解が得られるよう広報・啓発に取り組みます。また、発達障がいについては、世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間において啓発活動を行います。

〇　また、障がい者の暮らしや社会参加を実現するためには、合理的配慮が提供される環境づくりや企業等での障がい理解の促進が必要です。障がい者の受入れが困難と考える事業者に対して、合理的配慮の提供についての好事例や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み等を具体的に提示するなど、更なる啓発を進めていきます。

〇　さらに、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者が安心してサービスを利用できる環境を確保していくため、障がい特性に応じた研修の充実等により、障がい福祉サービス従事者等の障がい理解の促進や支援力の向上に取り組みます。

（２）障がい者の尊厳を保持する

〇　大阪府障がい者差別解消条例に基づく広域支援相談員による相談、合議体における相談事例等の検証、市町村における相談体制の整備や障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。

〇　障がい者虐待の防止について、市町村における速やかな安全確認、虐待の事実確認から終結に至るまでの適切な対応、訪問等による相談支援の機会を通じた虐待の早期発見等についての相談支援事業所等への周知、関係機関で構成される虐待防止ネットワーク等の活用や虐待の増減・発生要因の分析等を通じてた虐待の傾向や虐待防止の体制・取組等の検証など、市町村における体制整備を支援していきます。

特に死亡事案等重篤事案について、警察・医療機関など関係機関との連携協力体制を確保し、事前に相談・通報がなくても、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断することが重要です。発生要因の分析・事後検証などを通じて、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応や再発防止に努めるとともに、蓄積された事例等を自治体間で共有することにより、市町村全体の対応力向上をめざしていきます。さらに、状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることも踏まえ、相談・通報の体制づくりに努めていきます。

〇　障がい者の生活を支援する一つの手段となる成年後見制度は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズが高まっています。障がい者が経済的虐待やネグレクト等の虐待を受けるケースもある中で、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成し、成年後見制度の活用を促進するとともに、日常生活自立支援事業等の施策の充実を図ります。

〇　さらに、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、サービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際に、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がい者の自己決定の尊重に基づいて支援に努めるとともに、成年後見の担い手を含めた関係者等に対して当該ガイドライン等の普及を図ります。

（３）安全・安心を確保する

〇　近年、台風や豪雨災害が頻発し、障がい者が避難所生活をする機会が増えてきた中で、車いす利用者等が安心して避難できるような高台・上階の避難場所や福祉避難所の確保が急務となっています。音過敏などの発達障がい児者が避難所に入ることができなかったり、車いす利用者が避難所のトイレが利用できない問題も発生しているため、障がい特性を勘案しつつ、合理的配慮の浸透や避難所のバリアフリー化、障がい者用トイレの整備などを推進していきます。

〇　障がい者が災害発生時に避難できなかったり、適切な支援を受けられない状況にならないように、誰にでもわかりやすい情報発信、避難行動や避難所における支援体制の確保、コミュニケーション機器の導入などの情報保障の確保を支援していきます。

〇　発災時を見据えて平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、施設・事業所の利用者の安全確保に向けた取組が重要です。

〇　平成30年の大阪北部地震では、一部の自治体において避難行動要支援者名簿が十分に活用されず、発災時に障がい者の安否確認が適切に実施されなかったという問題が浮き彫りになりました。避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別支援計画の策定など、福祉と防災が連携し、地域でのネットワーク作りに取り組んでいきます。

〇　災害発生時における避難所での長期間の生活等では、心身の状態が不安定になり、障がいが重度化するなどの二次被害等が懸念されます。平常時とは違う状況における障がい者個々人のニーズに応じた適切な対応ができるよう、福祉サービス事業者と地域住民とが連携した支援体制を整備するなどの取組みを進めていきます。

〇　医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者にとって、避難所における電源や医薬品などの確保は必要不可欠なものであり、それら機能の確保に向けた取組みが必要です。

〇　さらに、地域における自主防災活動への障がい者の参加はあまり進んでいません。障がい者の方の避難時の困りごとを知ってもらうためにも、行政と地域住民、福祉事業所等が協力して、障がい者も参加する地域での避難訓練等を実施するとともに、活動の先進事例を積極的に周知していきます。

〇　災害対応においては、障がい福祉サービス事業所等において、発災時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関と緊密な関係性を構築し、利用者の安全確保に向けた取組みを推進し、発災時等は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能するよう防災対策に努めていきます。また、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症への対応など、パンデミック（感染症が世界的規模で大流行すること。）についても視野に入れる必要があり、様々な災害等について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいきます。

〇　令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症については、急速な蔓延や感染経路不明の増加や医療提供体制の逼迫により、国民の生命・健康に重大な被害を与える恐れがあるとして、令和２年４月７日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づいて緊急事態宣言が発出されたことに伴い、大阪府においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条及び第45条に基づき、外出自粛やイベントの開催自粛の要請や感染防止のための協力要請を実施し、府民の経済活動・社会活動等にも甚大な影響を及ぼしました。

とりわけ障がい福祉サービスを提供する施設・事業所において、クラスターが発生した場合には、施設等の事業継続が困難となり、障がい者の生活等にも悪影響が及ぶ可能性があることから、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの感染予防・拡大防止・早期収束に向けた対策を支援していきます。

〇　一方、障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域の防犯力の向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた110番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取組みを行います。

（４）十分な情報・コミュニケーションを確保する

〇　令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援や、災害発生時における障がい者への正確でわかりやすい情報発信など、障がい者への情報保障の確保や府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応に取り組みます。

〇　先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される他、障がい特性や年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保を充実させていきます。

〇　意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものであり、障がい者施策推進協議会に設置されている「意思疎通支援部会」での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図っていきます。

○　また、意思疎通が困難な障がい者に対して、各種IT支援機器を用いた意思疎通や社会参加を支援するとともに、市町村でのIT講習会の開催支援等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差の解消に取り組みます。

　事業者による合理的配慮の提供を義務化

　障害者差別解消法制定時に事業者による合理的配慮の提供について努力義務とされていたことなどを踏まえ、平成28年４月に施行された大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）においても努力義務としたところです。

しかしながら、法・条例施行から3年以上が経過し、合理的配慮の概念が浸透してきたこと、障害者権利条約では義務化されていることや既に一部の都道府県において義務化されていることから、令和３年４月から大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

義務化されることにより、事業者へ法の理念がより浸透し、事業者と当事者との間において建設的対話が促進されることで、差別解消の実効性が担保されることが期待されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 法　律 | | 条　例 |
| 行政機関等 | 事業者 | 行政機関等／事業者 |
| **不当な差別的取扱い** | 禁止  （してはいけません） | 禁止  （してはいけません） | 禁止  （してはいけません） |
| **合理的配慮の提供** | 法的義務  （しなければなりません） | 努力義務  （行うよう努めなければなりません） | 法的義務  （しなければなりません） |

　　　（※）不当な差別的取扱い

　　　　　　　障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供をしないこと

　　　　　　　＜例＞店に入ろうとした際に車椅子を利用していることを理由に断られた。

　　　（※）合理的配慮

　　　　　　　障がい者に合った必要な工夫などをすることであり、過重な負担がないにも関わらず配慮しないことは差別となる

　　　　　　　＜例＞窓口で視覚障がいがあることを伝えたにも関わらず、書類を渡すだけで読み上げない

リーフレットや障がい者差別解消ガイドラインの配布、府ホームページによる情報発信などを通じて、事業者に対して合理的配慮への理解促進に向けて周知し、合理的配慮に関する事例を積み重ね、事例ごとの考え方を提供するとともに、当事者団体に対しても制度の正しい理解の促進に向けた啓発に取り組んでいきます。

**コラム**

３．具体的な取組みと目標

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　１．障がいや障がい者についての広報・啓発 | |
| 〇障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（障がい福祉室）  障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を進めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。  　また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。    　・大阪ふれあいキャンペーン  　　小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布  　・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰  　・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント  　・「ヘルプマークの普及・啓発」  　・「心のバリアフリー推進事業」 | 目標値  ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校３年生に配布  ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施 |
| ○発達障がいに対する理解促進（地域生活支援課）  　発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成の他、世界自閉症啓発デー（4月2日）における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間（4月2日から8日）における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。 |  |
| 〇高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（地域生活支援課）  　高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、府民への継続的な啓発活動を進めていきます。 | 目標値（令和５年度まで）  府民向けに啓発リーフレットを配布する等の啓発イベントを実施　1回／年 |
| 〇人権教育・啓発活動の推進（人権企画課）  　障がい者の人権をはじめ、様々な人権問題について府民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、合理的配慮が実践される環境づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。 |  |
| 〇大阪府職員に対する研修（人事課）  　車椅子や白杖での福祉介助の体験等により、公務員として不可欠な福祉感覚を養うこと、また、点字体験、聴覚障がい疑似体験を通じて、視覚・聴覚障がい者への理解を深めることを目的に、新規採用職員等に対する研修を実施します。  　また、職場研修の推進役として、人権問題への認識を深め、職場研修の指導者を養成し、さらにその向上を図ることを目的に、新任課長補佐級職員を対象とした研修を実施します。  その他、主事・技師級職員研修Ⅲ（福祉体験）や人権研修指導者養成研修（部落解放・人権大学講座派遣）、聴覚障がい者に関する理解を深める研修（手話）及び視覚障がい者に関する理解を深める研修（点字）等を実施します。 | 目標値  ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に、公務員として不可欠な福祉感覚を養い、障がい者への理解を深める研修を実施  ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施 |
| 〇大阪府警察職員に対する研修（府警本部総務課）  　障害者差別解消法の理解を深める研修の実施や関係資料の配付などを通して、障がい者や障がいに対する大阪府警察職員の理解を深めていく。 |  |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　２．障がい者理解を深める教育の推進 | |
| 〇障がい理解教育の推進（小中学校課、高等学校課）  　人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。  　全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。  　総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。 | 目標値  ・全小・中学校で障がい理解教育の実施  ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施  （小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握）  ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施  ・合同の研修会の実施（年１回） |
| 〇教員研修の充実（高等学校課）  　大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児（者）や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。  　高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。 | 目標値（令和８年度）  全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講 |
| 〇社会教育指導者研修の充実（地域教育振興課）  　市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、様々な教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。  　・大阪府および市町村の社会教育関係職員やＰＴＡの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実  　・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート（参加者の気づきを促し、学びを深める）スキルの向上 |  |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　１．障がい者差別の解消 | |
| 〇障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み（障がい福祉企画課）  　障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。  　また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。  　さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。  　加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。 | 目標値（令和８年度）  支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ |
| 〇人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進（小中学校課）  　市町村教育委員会に対して、人権侵害を許さない学校体制の確立と人権侵害事象が生起した場合の適切な対応について徹底します。  　各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口について、周知を図ります。  　福祉と教育との連携促進や学校における専門家活用によるチーム支援の充実を図るとともに、市町村教育委員会を通じ、すべての教職員が、児童虐待に対する理解を深め、迅速かつ適切な対応について徹底します。 | 目標値  すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　２．障がい者虐待等の防止 | |
| 〇障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み（障がい福祉企画課、生活基盤推進課）  　市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮できるよう、市町村の状況を把握し、障がい者虐待の未然防止及び早期発見のための後方支援や連絡調整、専門的に従事する市町村職員等の対応力向上に取り組みます。  　障害者虐待防止法に基づき、関係機関や市町村、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門職との連携協力体制を確保します。また、大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会を開催し、虐待の増減・発生要因や虐待防止に関する課題等について分析・協議を行うとともに、必要に応じて虐待事案の個別ケース検討を行い、関係機関とのネットワーク整備に努めます。  　さらに、市町村及び障がい者虐待防止センター職員を対象とした虐待防止研修を実施し、職員の対応力向上に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所の管理者等を対象とした虐待防止研修を実施し、事業所における権利擁護の取組みの充実強化を図ります。  また、事業所への集団指導や新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待の防止について指導等を行います。 | 目標値（令和８年度）  ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す  ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（２回／年）  ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（１回／年） |
| 〇被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み（生活基盤推進課）  　障がい児入所施設における権利擁護の取組みや虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。 |  |
| 〇地域における児童虐待防止ネットワークの推進（家庭支援課）  　児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。 |  |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　３．権利擁護の充実 | |
| 〇権利擁護施策の充実（地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課）  自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。  　成年後見制度における市長申立が実施されるよう申立研修を実施するとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。  　また、制度の担い手として身近な住民による「市民後見人」の養成や地域における公益的な取組としての社会福祉法人による法人後見の確保及びその活動を支える仕組みづくりに取組む市町村を支援します。 |  |
| 〇福祉サービスに関する苦情解決制度の推進（地域福祉課）  　福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会（社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置）が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。  　大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。 |  |
| 〇福祉サービス第三者評価事業の推進（地域福祉課）  　福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。 |  |
| 〇障がい者１１０番事業の実施（自立支援課）  　障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からの様々な相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。  　常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図ります。 |  |
| 〇消費生活情報の提供の充実（消費生活センター）  　悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市消費生活情報「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。  　また、消費者被害防止に向け、地域住民や地域の関係団体で構成される消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの市町村における設置を支援します。 |  |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　４．発達障がい児者の司法関係における支援 | |
| ○発達障がい児者の司法関係における支援（地域生活支援課）  発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等へ働きかけていきます。 |  |
| ○意思決定支援の質の向上（地域生活支援課）  意思決定支援ガイドライン等を踏まえた障がい者の自己決定の尊重に基づく支援について、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて普及を図ります。 |  |
| （３）安全・安心を確保する　１．防災の推進 | |
| 〇福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ（災害対策課）  要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。 | 目標値（令和８年度）  福祉避難所について必要な数と種類の検討 |
| 〇災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課）  自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みます。  また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 |  |
| 〇市町村における避難所運営マニュアル策定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課）  避難所の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。  また、必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、様々な障がい特性への対応方法等を含め、更なるマニュアルの充実に努めます。 | 目標値（令和８年度）  すべての市町村が、平成２６年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う |
| 〇市町村における福祉避難所（二次的な避難施設）の指定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）  　福祉避難所について、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携して市町村や事業所に対して働きかけます。  　また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかけます。  　さらに、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ態勢の整備に働きかけます。 | 目標値（令和８年度）  福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす |
| 〇緊急放送等における配慮の要請（災害対策課、障がい福祉企画課）  緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、要配慮者に配慮した放送がなされるよう、各放送局に対する要請に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）  さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく |
| 〇社会福祉施設における災害・避難対策の促進（福祉総務課）  　社会福祉施設の集団指導等において、ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促していきます。 | 目標値  ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進 |
| 〇災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化（地域福祉課）  　災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成する大阪ＤＷＡＴの充実・強化を進めます。 | 目標値（令和５年度）  大阪ＤＷＡＴのメンバーを対象に知識向上を目的とした研修の実施や派遣に向けた想定訓練の実施 |
| 〇新型コロナウイルス感染症における社会福祉施設等のクラスター対策の促進（社会援護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、介護事業者課、子育て支援課、家庭支援課）  新型コロナウイルス感染症について、障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの対策を支援していきます。 |  |
| （３）安全・安心を確保する　２．防犯の推進 | |
| 〇地域防犯力の向上（治安対策課）  誰もが安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う地域安全センター（府内全小学校区に設置）を中心に、合同見守り活動や防犯教室の実施などによる防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。 |  |
| 〇大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（府警本部広報課）  　ホームページの新規作成や更新等にあたって、ＪＩＳ規格に準拠したアクセシビリティに配意したページ作りを実施するなど常時ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。 |  |
| 〇緊急時における110番通報手段の広報（府警本部広報課、府警本部通信指令室）  「広報コーナー」や「コミュニティープラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス110番」「メール110番」の使用方法を説明の上、広報します。  また、大阪府警察ホームページの中に「聴覚や言語に障がいのある方のための110番」の項目を設け、「ファックス110番」や「メール110番」の使用方法・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報します。 |  |
| （４）十分な情報・コミュニケーションを確保する | |
| 〇支給決定に係るコミュニケーション支援（障がい福祉企画課）  コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。 |  |
| 〇府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課・府政情報室）  　府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくりに努めます。  　災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやＳＮＳ等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。 |  |
| 〇大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営（自立支援課）  府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者や失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。 |  |
| 〇視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課、地域教育振興課）  　令和２年６月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。  　障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を行います。また、府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応も行っていきます。  　意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。 | 目標値  調整中 |
| ○大阪府ITステーションを拠点とした取組み（自立支援課）  　市町村等が実施する基礎的なIT講習会について、必要に応じて大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種IT支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、ＩＴ支援機器を活用した意思疎通と就労準備性（働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能. 力や対人関係のスキルなど基礎的な能力）の向上を支援します。 |  |